

年金を **もりしん** でお受け取りの方、これからお受け取りいただく方へ

ねんきん 定期

お取扱期間/
2025年3月3日(月)~
2026年2月27日(金)



マスコットキャラクター:もっちゃん・りっちゃん

スーパー定期1年もの
店頭表示金利

+0.2%

お預入金額

お一人さま1,000万円まで

※お預け入れ中の「ねんきん定期」がある場合には、その金額も含まれます。

ご利用いただける方

- 当金庫にて公的年金をお受け取りいただいている方
- 当金庫にて新たに公的年金をお受け取りいただく方

適用金利

預入時のスーパー定期1年もの店頭表示金利+0.2%を
約定利率として満期まで適用します。

ご注意

- 満期日前に解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- お預け入れは年金受取口座のある営業店で承ります。
- お一人さま1店舗のみでの取扱いとさせていただきます。

●店頭の商品説明書をご用意しておりますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

障害基礎年金、遺族基礎年金などの公的年金や福祉手当等の各種手当をお受け取りの方へ、「やすらぎ定期」をご用意いたしております。

2025年度 **年金お誕生日プレゼント!**

当金庫で年金をお受け取りされるお客さまには、
心づくしの「お誕生日プレゼント」を
差し上げます!



もっともっと、「しんきん感」向上宣言!

杜の都信用金庫

2025年3月3日現在

『ねんきん定期』

2025年3月3日現在

1. 商品名	・「ねんきん定期」〔単利型〕
2. 対象者	・当金庫で公的年金を受け取られている方、または公的年金の振込口座を当金庫にご指定される方。
3. 期間	・1年
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額 (5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位 ・お一人さま1,000万円まで ・お預入は年金受取口座のある営業店で承ります。 ・お一人さま1店舗のみでの取扱いとします。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時のスーパー定期1年もの店頭表示金利+0.2%を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優をご利用の場合はかかりません。） ※2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税」（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率、および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 A. 預入期間が6カ月未満 解約日における普通預金利率 B. 預入期間が6カ月以上1年未満 約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	・店頭の金利表示システム、または窓口にご照会ください。
12. リスクに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金複数ある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。

<p>13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。</p>
<p>14. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 取扱期間は2026年2月27日までとなります。